

第51回やっさいもっさい踊り大会 実施要綱

1. 実施日時

2025（令和7）年8月14日（木曜日） 18時00分から20時00分まで

※雨天決行

2. 実施場所

木更津駅西口ロータリーからエルシオン交差点手前までの富士見通り

3. 参加連

踊り大会当日、踊りに参加できる連は、所定の申し込み手続きを経た連のみとし、やっさいもっさい運営協議会（以下、『協議会』という。）により選考された連に限る。

（注）新規参加連については、地域（自治会・町内会等）連・職域連および地域に密着した活動をしている連のみとし、それ以外の連（例えば飲食店顧客連・友人連等）は、参加できない。

（参考）

地域連は、区長又は町内会長が代表者となりお申し込みください。

職域連は、会社の代表者が代表者となりお申し込みください。

その他の連は、団体の長が代表者となりお申し込みください。

※ 全体の申し込み人数が踊りの広場に対して著しく多い場合は、危険防止のため、抽選により参加連を決定します。あらかじめご了承ください。

4. 参加者及び参加負担金

- （1） 1名につき大人1,000円・子供（中学生以下）500円とし、連長会議当日に納入することとする。
- （2） 参加者の人数の増減を伴う変更がある場合は、変更後の参加者名簿を作成し、申込受付の終了日時（2025年6月22日（日）12時）までに協議会に届けなければならない。ただし、大人・子供それぞれの人数の増減を伴わない名簿の変更は、7月末日まで受理するものとする。

5. 衣装

踊りの衣装は以下の（1）～（3）のいずれかに限る。

- （1） 祭り半天（長さが腰丈程度の一般的なもの）
- （2） ゆかた
- （3） 各種スポーツ着

6. 役員を選出

踊りに参加する連は、構成員の中から以下の（1）～（3）の役員を選出し、あらかじめ協議会に届けなければならない。

- （1） 連長 1名
- （2） 副連長 1名
- （3） 世話人 4名（警備2名・清掃2名）

なお、選出された役員のうち、連長、副連長及び世話人（警備担当）の計4名については、踊り大会当日、タスキを着用し踊りに参加することとする。

また、協議会は、当日の状況により、各連に対して1～2名の作業員を割り当てることができる。

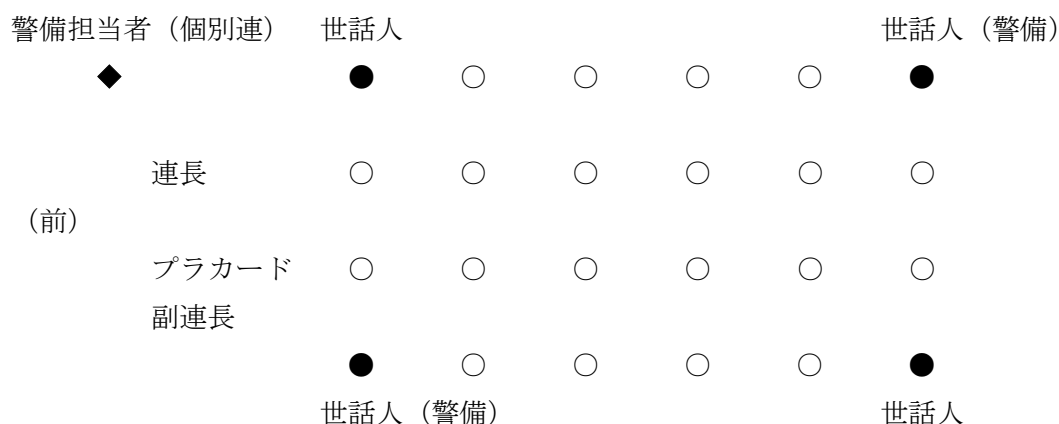
7. 役員の責務

各連の役員は、次のとおりその責務を忠実に果たさなくてはならない。

- (1) 連長 連を統率し、連の行動すべての責任をもつ。
連の進行について、警備担当者（個別連担当）と協力し、円滑な進行となるよう連のメンバーに指示をする。
- (2) 副連長 連長を補佐し、連の標識（プラカード）を保持する。
- (3) 世話人 連長を補佐し、連の円滑な進行を促すとともに、警備及び事後の清掃作業を担当する。

8. 連の隊形

連の隊形及び役員の配置は次図の通り。1列の人数は4人を基本とするが、参加する連の数や人数により変更する場合がある。警備担当者（個別連担当）のペースに合わせ、進行（前進）する。



9. コンテスト

協議会により選任された審査委員が、踊りの審査を行い、以下の賞を選考し、表彰する。

順位	名称	入賞数	審査基準
1位	やっさいもっさい大賞	1 連	綺麗に揃い踊り、マナーやまとまりがある連
2位	やっさいもっさい賞	1 連	
3位	やっさいもっさい賞	1 連	
特別賞	チームワーク賞	1 連	チームワークが良く、老若男女問わず、みんなで助け合い、楽しんでいた連
特別賞	粋でいなせな賞	1 連	粋な衣装や踊りなどで大会を盛り上げた連
特別賞	ファミリー賞	1 連	子供が主体となって家族的なスタイルで踊っていた連
特別賞	地域連賞	1 連	地域らしいまとまりがあった連
特別賞	市長賞	1 連	市長が最も輝いていたと思う連

10. 台車及び、ベビーカーの取り扱いについて

取扱基準は以下のとおりとする。

- 飲物運搬用の台車については、取り扱いを認めます。サイズは、1メートル未満のごく一般的な形をお願いします。
- 台車、ベビーカーは複数台も可としますが、常識的な範囲での運用をお願いします。
- 必ず連の最後尾に付けてください。連と連の間隔にご注意の上、運用をお願いします。
- 台車やベビーカーを押す方も、ベビーカーに乗る幼児の方も、連の参加者として扱います。

11. 禁止事項

以下の①～⑧及びこれに準ずる行為を禁止する。

- ①喫煙、飲酒及び酒酔い状態での踊りへの参加。
(飲酒についてはいかなる場合も不可。事前の飲酒についても不可。)
- ②水、飲み物(ビールなど)の掛け合い。
- ③踊り隊列への山車等の搬入。
- ④全裸、半裸に近い身支度。
- ⑤踊りの音楽を妨げるような太鼓、笛等の打楽、吹奏。
- ⑥他の連の踊りを妨げ、または迷惑となる行為。
- ⑦申し込み以外の者及びリストバンドをつけていない者の踊りへの参加又は手助け。
(台車・ベビーカーなどを押す方、ベビーカーの幼児の方、踊りの写真を撮る方など、踊りの広場内に入る方は全員リストバンドが必要です。)
- ⑧その他、大会の運営に支障をきたす行為。

※⑧には、踊りを踊っていないなどの行為も含まれます。

※ 協議会はこれらを遵守できない連を退場させることができ、来年以降の参加を拒否することができる。(また、連長会議に不参加の団体は出場できないこととする。)
また、協議会の指定する受付日以降の参加申込は一切、受け付けないものとする。

12. 大会実施基準について

本大会は、原則として雨天決行とし、順延は行わない。

ただし、特に荒天、落雷、地震または津波等の要因により、踊り手等が危険な状況に陥ることが想定されるときは、大会を中止・中断することがある。

13. その他

- (1) 参加者は、協議会の指示に従い、本大会の円滑な運営に協力するものとする。
- (2) 参加者は、大会終了後の清掃作業に積極的に協力するものとする。
- (3) 大会中の映像・写真・記事・記録・参加者の氏名等の情報は、やっさいもっさい踊りの周知や広報の目的において、やっさいもっさい運営協議会が使用することがある。